

【集計結果】

2014年12月10日（水）～11日（木）全国一斉労働相談キャンペーン
STOP！長時間労働・不払い残業・過労死ホットライン

2014年12月10日（水）～11日（木）に各地方連合会において取り組んだ「全国一斉労働相談ダイヤル」について、下記の通り集約概要を報告する。

2014年11月は、過労死等防止対策推進法制後初の過労死等防止啓発月間であったこと、また常日頃から長時間労働・不払い残業に関する相談が多いことから、「長時間労働・不払い残業・過労死」をテーマに実施した。

		2014年		
集計対象期間		2014年12月10日～12月11日		
受付件数 (受付件数のみ報告分含)		345		
報告(本部・地方)数		48		
項目		全体	件数	割合
性別 (未報告除く)		男性	214	63.1%
		女性	125	36.9%
年代 (不明除く)		10代	3	1.1%
		20代	45	16.0%
		30代	51	18.1%
		40代	88	31.2%
		50代	58	20.6%
		60代	34	12.1%
		70代	3	1.1%
雇用形態 (不明除く)		正社員	180	58.1%
		パート	51	16.5%
		アルバイト	11	3.6%
		派遣社員	9	2.9%
		契約社員	35	11.3%
		嘱託社員	5	1.6%
		臨時・非常勤職員	3	1.0%
		その他	16	5.2%
業種(上位) (不明除く)	1位	製造業	51	20.7%
	2位	医療・福祉	37	15.0%
	3位	卸売・小売業	36	14.6%
	4位	サービス業(他に分類されないもの)	25	10.1%
	5位	運輸業	23	9.3%
相談内容(上位) (未報告除く)	1位	不払い残業、休日手当・割増賃金未払い	38	11.1%
	2位	週40時間	34	10.0%
	3位	セクハラ、パワハラ・嫌がらせ	31	9.1%
	4位	雇用契約・就業規則	25	7.3%
	5位	賃金未払	20	5.9%

【全体の特徴】

- 相談件数は345件であった。男女別では、男性からの相談が6割強を占めている。相談内容では、今回のテーマである「不払い残業、休日手当・割増賃金未払い」(11.1%)と「週40時間」(10.0%)がトップを占め、次いで「セクハラ、パワハラ・嫌がらせ」9.1%と続く。
- 年代別では、40代からの相談が最も多い。20代からの相談では「長時間労働が常態化しており、過労死しないか心配である」など、息子や娘を心配する親御さんからの相談が多く寄せられた。また、他の年代でも、長時間労働を心配するご家族からの相談も散見された。
- 具体的な相談内容では、「定時になったら、タイムカードを押して残業をさせられる」「上司が残業時間を改ざんしている」などといった労働時間を改ざんしている事例が多く見受けられた。また、「毎日遅くまで働いているが、残業代もない」といった、長時間労働、不払い残業2つ合わせての相談も目立った。連合は引き続き、過労死・不払い残業の撲滅はもとより、長時間労働の是正を通じて、すべての働く人たちのために、雇用と暮らしを守る取り組みを進めていく。

【相談事例】

〈長時間労働・過労死〉

- ノルマが厳しく、長時間労働で精神的にもきつい。朝8時から深夜1～2時まで働くこともあり、1日の労働時間が15～16時間である。午後9時頃に帰ろうとする時「もう帰るのか」などの嫌みを言われる。
(男性、40代、正社員、卸売・小売業、関東)
- 店長として働いているが、人手不足のため長時間労働を強いられている。アルバイトが休みのときは、24時間働き通すこともある。
(男性、40代、正社員、卸売・小売業、中部)
- 連日の長時間労働があり、産業医との面談前には残業時間を過少申告するように指示される。月に数回休日出勤を指示され、断ると強い圧迫を受ける。
(男性、20代、正社員、不明、中部)
- (娘についての相談) 毎日朝7時頃に家を出て、帰るのは21時過ぎ。土日ほとんど休めず、また家に持ち帰り仕事をしている。睡眠時間も少なく、身体が心配である。残業代もほとんどもらっていないようだ。
(女性、20代、正社員、教育・学習支援業、四国)

○（娘についての相談）日付をまたいでの帰宅や休日出勤も多い。日常的に長時間労働となっている。体調不良のときも休みが取れない。最近は、過労死の問題がマスコミに取り上げられていて、心配である。家族として何かできることはないか。

（女性、20代、正社員、医療・福祉、中国）

○（息子についての相談）月の時間外労働時間は100時間超えが常態化している。手取りの給料も少なく、息子の将来が不安である。

（男性、30代、正社員、運輸業、中国）

〈不払い残業〉

○始業は8時からだが、それよりも1～2時間早く来て、仕事するように言われている。しかし、その分の賃金は支払われない。タイムカードもない。

（男性、60代、契約社員、不明、中部）

○週6日、午前8時間～17時勤務と入社時、労働条件通知書や労働契約書ではなく、口答で説明を受けただけである。タイムカードはあるものの、17時でいったん打刻して、それから19時まで業務を続行するが、時間外手当は支払われない。給与の支払い間違いも多く、指摘しないと支払われないこともある。

（男性、50代、正社員、製造業、近畿）

○毎日3時間程度の残業をしている。残業申請をすると会社から文句を言われるので、不払い残業をせざる得ない状況となっている。また有給休暇を申請すると「人が少ないので仕事に出てくれ」と言われ、有給休暇が取れない。

（女性、50代、正社員、医療・福祉、中国）

○（夫についての相談）会社の規則上は実働7時間30分となっているが、実態は毎晩遅く、ときには深夜に帰宅することもある。残業手当は、30時間を超えた場合、上司が改ざんして30時間までしか支払われない。

（男性、40代、正社員、建設業、関東）